



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 4月 5日火曜日 第1647号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	401
不健全な図書類等の指定.....	401
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	402
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	403
貸金業者の業務の停止命令.....	404
市営土地改良事業の施行の同意.....	404
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	404
肥料登録有効期間の更新.....	405
農地保有合理化学業の実施に関する規程の変更の承認.....	405

保安林予定森林.....	405
開設許可の内容の変更.....	405
卸売業務の許可の内容の変更（2件）.....	405
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	406
道路の位置の指定.....	406

公 告

争議行為の通知の公表.....	406
-----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 807 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年 4月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
庁内LANサービシステム用機器の借入れ 一式	愛媛県企画情報部管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成17年 2月25日	西日本電信電話株式会社愛媛支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番	10,152,744円 (月額)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第 808 号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成17年 4月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	16 116	かも〜んスペシャル VOL. 1	4月号増刊	(株)英和出版社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 117	ぬがせ隊	4月号	(有)セントラル出版	
"	16 118	蔵出し 千人斬り VOL. 004	4月号増刊	(株)東京三世社	
"	16 119	爆乳デリバリー	4月号増刊	(株)東京三世社	
"	16 120	放課後ルーティーズ	4月号増刊	(株)東京三世社	
"	16 121	ないしょにしてね ベストスペシャル	VOLUME 03	平和出版(株)	
"	16 122	少女えっち Vol. 1	5月号増刊号	マイウェイ出版(株)	

"	16 123	わかづま GetNavi VOL.4	4月号増刊	マイウェイ出版(株)
"	16 124	do-up! vol.018	5月号	(株) M a x CORPORATION
"	16 125	スペシャル! vol.3	5/1増刊	ミリオン出版
"	16 126	熟女ものがたり Vol.20	5月号	(株) 茜 新 社
"	16 127	TENMA VOL.083	4月号	(株) 茜 新 社
"	16 128	COMIC 姫桜 VOL.004	4月号増刊	富士美出版
"	16 129	COMIC レモンクラブ	4月号	(株) 日 本 出 版 社
ビデオ テープ	16 130	淫行組曲	VNK-001	アルフェルト映像
"	16 131	おなっ娘2③	ONY-07	秘め事倶楽部
"	16 132	GURO	GURO-20	M I L K
"	16 133	超薄消し!!素人生極秘映像!!	USG-07	(有) 3 1 5 CORPORATION
"	16 134	生F女学院生図鑑①	兄弟-08	兄 弟
"	16 135	ロリーター 平井まりあ/他	Vkst-05	K ' S W O R K S i n c .
DVD	16 136	アリスJAPAN2005	DV-419	ジャパンホームビデオ(株)
"	16 137	裏・nao.〔完全版〕	MILD-213	ケイ・エム・ プロデュース(株)

○愛媛県告示第809号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東京都港区新橋五丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社 別子鉱山
新居浜市立川山707番地3
- 特定施設に関する事項

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第74号
特定施設の能力	1日当たり15,840立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工1ヶ月後

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0~8.3 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15未満
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 50
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1.0
		通常 11,250 最大 15,840

4 汚水等の処理施設に関する事項

星越処理場

設置年月日	昭和46年4月		
処理施設の種別	沈降施設		
処理施設の型式	自然沈降		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	長さ 65メートル 幅 20メートル 高さ 5メートル		
処理施設の能力	1日当たり15,840立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~7.0 最大 5.0~8.0	通常 7.0~8.3 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 10 最大 15未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 60	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 10.0	通常 1.0 最大 10.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11,250 最大 15,840	通常 11,250 最大 15,840

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 磯浦放流口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.3 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 10.0
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11,250 最大 15,840	

備考 この他に、雨水排水口が3ヶ所、台風時等緊急時排水口が1ヶ所ある。

○愛媛県告示第810号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300178114	有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	川崎 浪 廣	児童居宅介護	有限会社ケア・サポート太陽	南宇和郡愛南町御荘平城1625番地1	平成17年4月1日

○愛媛県告示第811号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100190111	有限会社ケア・サポ ート太陽	南宇和郡愛南町御荘 平城1625番地1	川 崎 浪 廣	身体障害者居 宅介護	有限会社ケア・サポ ート太陽	南宇和郡愛南町御荘 平城1625番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 812 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200217111	有限会社ケア・サポ ート太陽	南宇和郡愛南町御荘 平城1625番地1	川 崎 浪 廣	知的障害者居 宅介護	有限会社ケア・サポ ート太陽	南宇和郡愛南町御荘 平城1625番地1	平成17年 4月1日

○愛媛県告示第 813 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者に対し、業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。）の停止を命じた。
平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	業務の停止期間
ファンドライン	岡 敬	松山市保免上一丁目6番8号 スプレンド保免201号	愛媛県知事（1）第02067号	平成14年12月4日	平成17年3月30日から 貸金業の規制等に関する 法律施行規則（昭和 58年大蔵省令第40号） 第26条の26第2項の書 面の写しを提出するま で（平成17年9月25日 までを限度とする。）
	前田 周二	今治市東門町三丁目1番地3	愛媛県知事（1）第02149号	平成16年8月5日	平成17年3月30日から 貸金業の規制等に関する 法律施行規則（昭和 58年大蔵省令第40号） 第26条の26第2項の書 面の写しを提出するま で（平成17年9月25日 までを限度とする。）

○愛媛県告示第 814 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・苅場森地区）の施行に平成17年3月23日同意した。
平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 815 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ムネヤシキ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）

- ・ムネヤシキ地区）計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成17年4月6日から5月9日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第 816 号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・太郎原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・太郎原地区）計画書の写し

(2) 西予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年4月6日から5月9日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第 817 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年4月19日	愛媛県第1137号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰9号	アルカリ分50.0 く溶性苦土9.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成20年4月19日	愛媛県第1138号	混合石灰肥料	くみあい土壌改良用混合石灰10号	アルカリ分50.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成23年4月19日	愛媛県第1249号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	公定規格のとお	株式会社研農 高知県高知市萩町一丁目9番48号

○愛媛県告示第 818 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
えひめ中央農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成17年3月29日

○愛媛県告示第 820 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	開設者の名称 地方卸売市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
水市場第21号	昭和58年4月1日	三瓶湾漁業協同組合 三瓶湾漁業協同組合地方卸売市場	八幡浜漁業協同組合 八幡浜漁業協同組合三瓶地方卸売市場	合併

○愛媛県告示第 821 号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年4月5日

○愛媛県告示第 819 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字両瀧辛 153、辛 157、字雉岩屋辛 154

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市大生院字シシゾヲ2107の 1 から2107の18まで、字トラセヲ2108の 1、2108の 4 から2108の 6 まで、2108の 8 から2108の11まで、2108の13から2108の15まで、2108の17、2108の20から2108の23まで、2108の26から2108の28まで、2108の30から2108の40まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸売業者の所在地及び名称 卸売の業務を行う地方卸売市場の名称		変更理由
		変更前	変更後	
水卸第33号	昭和58年4月1日	西予市三瓶町安土533番地 三瓶湾漁業協同組合 三瓶湾漁業協同組合地方卸売市場	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合 八幡浜漁業協同組合三瓶地方卸売市場	合併

○愛媛県告示第822号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸売業者の所在地及び名称		変更理由
		変更前	変更後	
水卸第29号 水卸第30号	昭和55年4月1日	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	合併

○愛媛県告示第823号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業北条公共下水道（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事業施行期間
 - 昭和51年2月24日
 - 平成23年3月31日
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
 - 愛媛県松山市
 - 下難波、北条、土手内、片山、苞木、久保、粟井河原及び和田地内
 - (2) 使用の部分
 - 愛媛県松山市
 - 下難波地先から下難波までの区間内、下難波地内、北条辻から柳原までの区間内、北条辻地内、下難波から北条辻までの区間内、片山から河野中須賀までの区間内、柳原から片山までの区間内、苞木から粟井河原までの区間内、河野中須賀から苞木までの区間内及び粟井河原から和田までの区間内

○愛媛県告示第824号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
 - 四国中央市上柏町字門田 589 番 2 及び 589 番 14
- 2 申請人の住所氏名
 - 四国中央市川之江町2984番地
 - 有限会社ジャスト
 - 代表取締役 白石 豊信

3 図面省略

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成17年3月28日あったので公表する。

平成17年4月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 事件 平成17年度賃金引上げ、その他に関する事項
- 2 日時 平成17年4月8日正午から本問題が解決に至るまでの間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲786の13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。